

計画及び施策展開の方向性

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進

① データ分析をふまえた事業計画の策定

国が構築した全国の市町村および都道府県が活用できるシステム等を活用し、地域の実態把握・課題分析を行い、計画の作成、実施と評価をします。

② 介護予防・認知症施策の推進

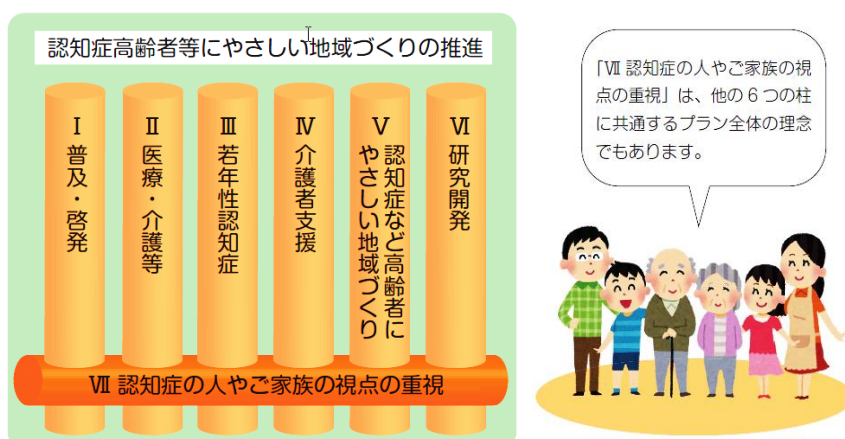
介護予防の推進については、機能訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、居場所・出番づくり等の高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた取組を重視します。

また、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進します。

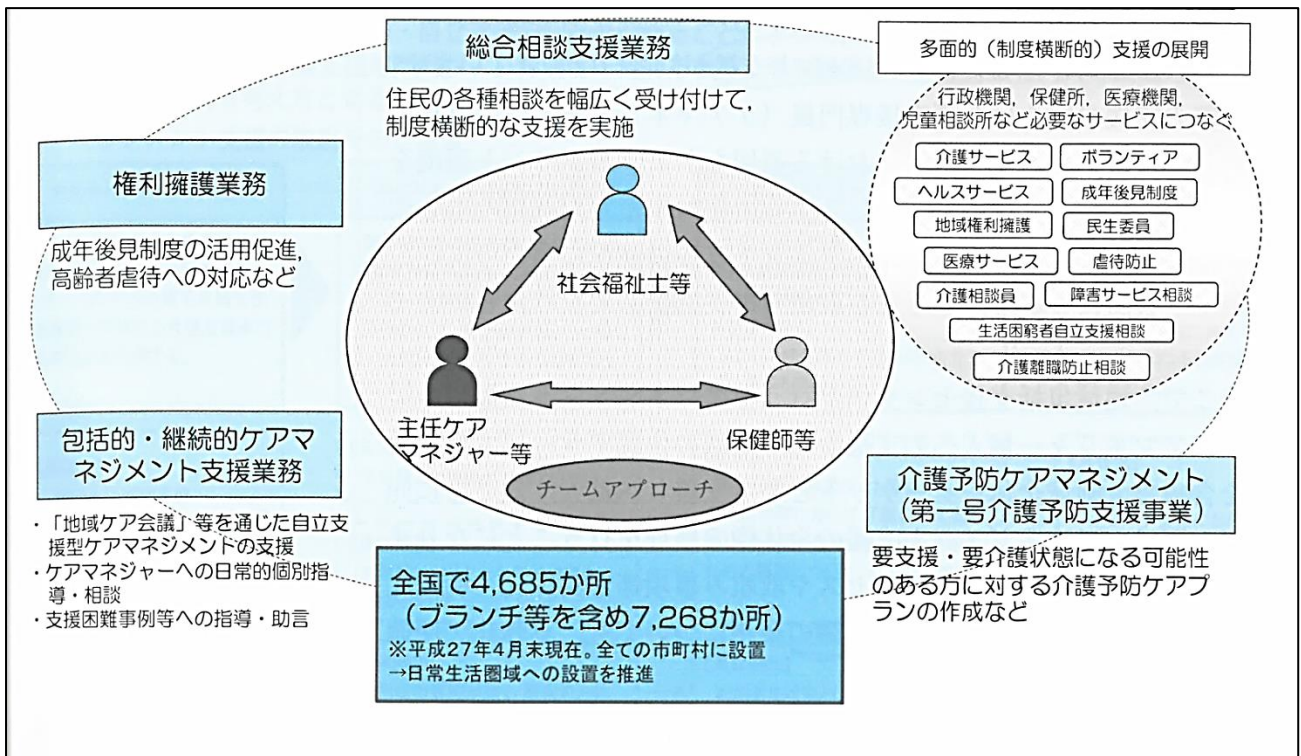
次の 5 つの事項を中心に施策を展開します。

- (1) 介護予防の普及・啓発
- (2) 介護予防に関する住民力を生かすしくみづくり
- (3) 自主教室の拡充と継続するための支援
- (4) 各専門職と連携し効果的な介護予防の実施
- (5) 自立支援強化・重度化防止のための専門職関与の促進

認知症施策について基準となる新オレンジプランの基本的な考え方は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことと定義されています。新オレンジプランの基本となる 7 つの柱の取組等を推進します。



③ 地域包括支援センターの機能強化



（出典：厚生労働省資料）

④ 事業者の指定等に対する保険者の関与強化

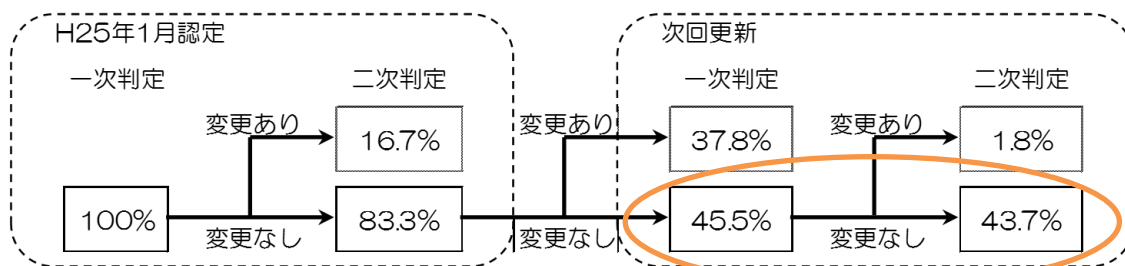
都道府県が行う居宅サービス事業者の指定に対して、市町村の意見をふまえ、条件を付すことが可能になります。

また、地域密着型通所介護の指定に関しては拒否することが可能になるため、適正なサービス提供体制を構築します。

⑤ 要介護認定有効期間の拡大と二次判定の簡素化

一次判定と二次判定の変更がなかった人の認定更新において、前回の認定結果と一次判定が同じ人は、二次判定で約96%の人が要介護度は変更ありません。

これに伴い、更新認定有効期間の上限を24ヶ月から36ヶ月に延長することを検討します。



（出典：介護保険総合データベース）

⑥ 福祉用具・住宅改修の見直し

福祉用具・住宅改修ともに、価格の設定が業者の裁量によることから、ばらつきが多く、非常に高価な価格請求が行われているケースがあります。

国が全国的な価格等の状況を把握し公表するしくみを作ることになったため、それらを参考にしながら、適正な保険給付に努めます。

⑦ 適切なケアマネジメントの推進等

現在、居宅介護支援事業者の指定は、都道府県等が行っていますが、平成 30 年 4 月から指定権限が市町村に移譲されます。

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、地域でケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員の育成や支援に積極的にかかわります。

2 医療・介護の連携の推進

① 介護医療院の創設等

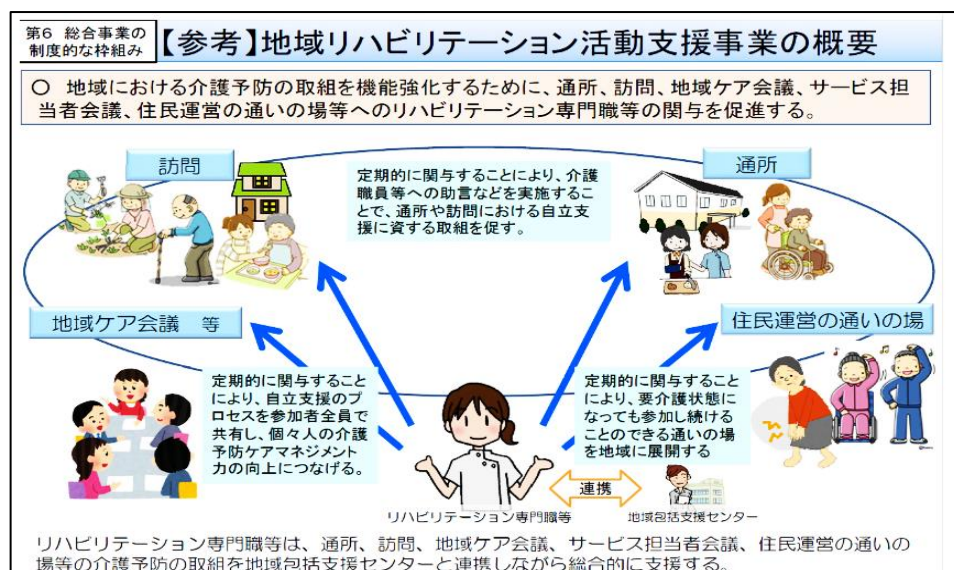
新たな介護保険施設として創設された「介護医療院」は、現在ある「介護療養型医療施設」の機能に「日常生活の世話」に関する規定が加えられ、医療と介護を一体的に提供するものと位置付けられています。

施設の開設および転換等を検討する事業者に対して、必要な支援をします。

② 医療・介護連携に向けた整備等

最後まで住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援体制を整備し、地域の医療・介護機関等の資源を一元に取りまとめ、各関係機関と情報の共有化を図ることで、円滑な連携を促進します。

また、地域リハビリテーション活動支援事業を通して、地域における介護予防の取組みを機能強化するために各関係機関と連携し、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場などに、リハビリテーション専門職等が関与することを促進します。



(出典：厚生労働省資料)

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

① 「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

地域共生社会の実現のため、これまで「他人事」になりがちだった地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみを作っていくとともに、多様で複合的な課題（ニーズ）を包括的に（丸ごと）相談・支援する体制整備を推進します。

(1) 包括的な支援体制の整備

地域活動への参加を促進する活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修等を実施します。

※ 地域住民等（地域住民のほか、社会福祉事業者および社会福祉に関する活動を行う者も含む）

(2) 地域福祉計画の充実

市町村の地域福祉計画に、高齢者、障がい者、児童等の福祉に共通して取り組むべき事項を盛り込み、福祉分野の上位計画として位置づけることで、福祉サービスの横断的・総合的な取組み方針を明確にします。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆ 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆ 市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆ 共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆ 介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆ 生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ① 地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ② 保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③ 共通基礎課程の創設 等

（出典：厚生労働省資料）

② 共生型サービスの特例等による介護と障害者福祉の連携

介護保険法の訪問介護、通所介護等のサービスについて、児童福祉法もしくは障害者総合支援法の指定を受けている事業所は、一定の基準を満たしていれば「共生型サービス」として指定を行うことができるようになりました。

同様に、介護保険事業所の指定を受けている事業所は、障害者総合支援法等の指定が受けやすくなります。

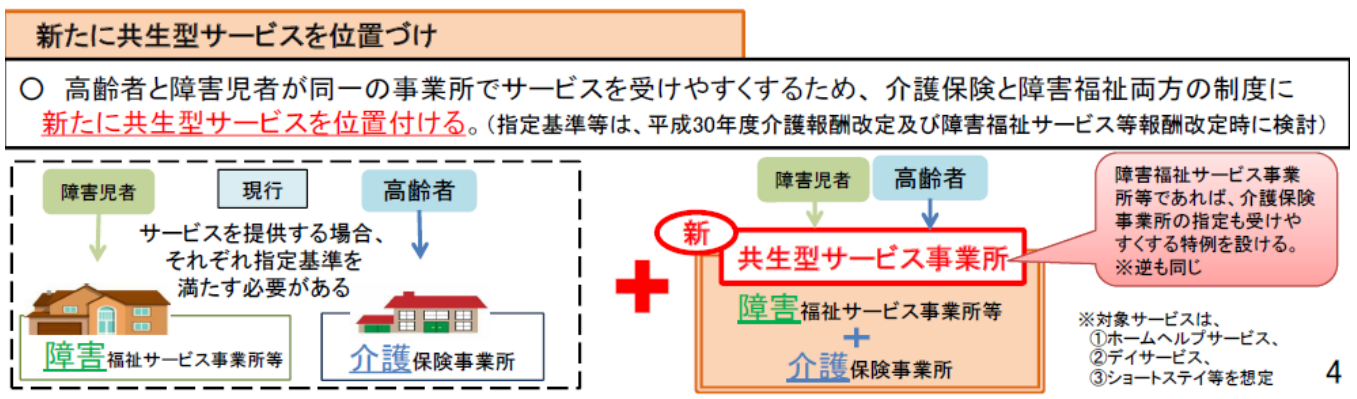
障がい者が高齢になり介護保険の被保険者となった場合にも、それまで利用してきたサービス事業所を利用できるよう、国の動向等を踏まえながら、支援します。

【現行】介護保険優先の原則

介護保険サービスが優先され、それまで通っていた馴染みのある障がい福祉サービス事業所を利用し続けられないことがある。

【改正後】

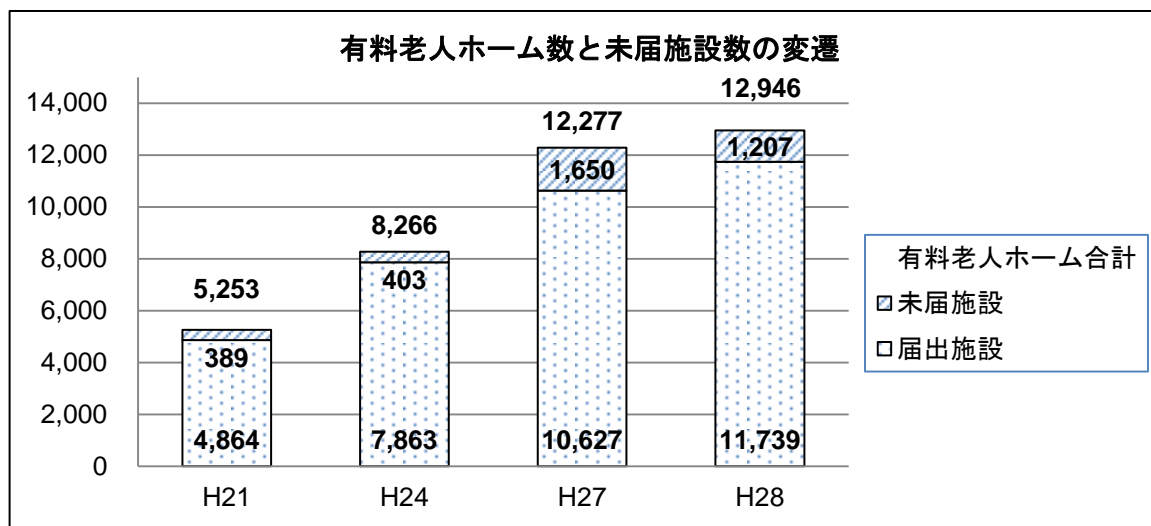
特例により、障がい福祉サービス事業所であれば、介護保険事業所の指定も受けやすくなり、継続して馴染みのある事業所が利用できる。



(出典：厚生労働省資料)

③ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化

高齢者によるニーズの拡大等を背景に有料老人ホームは増加していますが、未届の有料老人ホームの増加が課題となっています。平成 29 年度の法改正により、有料老人ホームの設置者は運営状況等を都道府県に報告しなければならない規定が追加されました。県に対して、有料老人ホーム等の情報を提供し、情報の共有化に努めます。



(出典：厚生労働省調査より)

④ 介護保険適用除外施設の住所地特例の見直し

障害者支援施設等から介護保険施設に入所した場合の費用負担は、現行は障害者支援施設のある市町村となっているため、所在市町村の負担が過度に重くならないように見直されます。